

# 人事委員会年報

令和元（2019）年度

川崎市人事委員会



# 目 次

## 第1章 組 織

1 人事委員会 .....	1
(1) 人事委員会の構成	
(2) 人事委員会の権限	
(3) 人事委員会の会議開催状況	
2 事務局 .....	13
(1) 組織及び事務分掌	
(2) 予 算	

## 第2章 業 務

1 任 用 .....	15
(1) 採用試験	
(2) 採用選考	
(3) 昇任試験	
(4) 昇任選考	
(5) 転任試験	
(6) 臨時的任用	
2 給与、その他の勤務条件 .....	30
(1) 職員の給与に関する報告及び勧告	
(2) 条例の制定及び改廃に対する意見の状況	
(3) 給与、勤務時間等についての承認の状況	
3 公平審査等 .....	42
(1) 勤務条件に関する措置要求	
(2) 不利益処分についての審査請求	
(3) 苦情相談	
(4) 公務災害補償の審査請求	
(5) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議	
(6) 退職管理に係る働きかけ規制違反に関する監視	
4 職員団体 .....	44
(1) 職員団体の登録状況	
(2) 管理職員等の範囲	
5 労働基準監督 .....	46
(1) 職権行使状況	
(2) 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の状況	
6 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況 .....	48
7 各種会議開催状況 .....	50



## 第1章 組 織

### 1 人事委員会

#### (1) 人事委員会の構成

人事委員会の構成は、次のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

職名	氏名	就任年月日	任期	備考
委員長	魚津利興	H27. 10. 15	1期 H27. 10. 15 ~ R 1. 10. 14 2期 R 1. 10. 15 ~ R 5. 10. 14	R 1. 10. 16 委員長再任
委員	坂本正之	H26. 10. 15	1期 H26. 10. 15 ~ H30. 10. 14 2期 H30. 10. 15 ~ R 4. 10. 14	R 1. 10. 16 職務代理者再任
委員	野本紀子	H29. 10. 15	1期 H29. 10. 15 ~ R 3. 10. 14	

#### (2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、その性質により行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の3つに分類することができる。

それぞれの権限のうち主なものは、次のとおりである。

##### ア 行政的権限

- (ア) 人事行政に関する調査及び研究（地方公務員法（以下「法」という。）第8条第1項第1号及び第2号）
- (イ) 職員に関する条例の制定、改廃についての市議会及び市長への意見の申出（法第8条第1項第3号）
- (ウ) 人事行政の運営、人事評価の実施、研修計画の立案等に関する任命権者への勧告（法第8条第1項第4号、法第23条の4、法第39条第4項）
- (エ) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置及び給料表についての市議会及び市長への勧告（法第8条第1項第5号、第14条第2項、第26条）
- (オ) 競争試験及び選考の実施（法第8条第1項第6号、第18条）
- (カ) 職員の苦情処理（法第8条第1項第11号）
- (キ) 採用候補者名簿の作成（法第21条第1項）
- (ク) 臨時的任用の承認（法第22条の3第1項）
- (ケ) 職員団体の登録、登録の効力停止及び取消し（法第53条第5項及び第6項）
- (コ) 労働基準監督機関としての職権行使（法第58条第5項）
- (サ) 非登録職員団体に法人格を付与する場合の認証（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条）

##### イ 準立法的権限

人事委員会規則の制定（法第8条第5項）

##### ウ 準司法的権限

- (ア) 勤務条件に関する措置要求の審査（法第8条第1項第9号、第47条）
- (イ) 不利益処分についての審査請求の審査（法第8条第1項第10号、第50条第1項）
- (ウ) 公務災害補償の審査請求の審査（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条）

### (3) 人事委員会の会議開催状況

人事委員会の会議の開催状況は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 題
平成31年 第 11 回 (定例会)	H31. 4. 4	報告 職員の号給の決定に係る承認について 労働基準法別表第 1 の号別の決定について 議事 措置要求判定取消請求事件に係る指定代理人の変更について 協議 解雇予告除外の認定について 勤務条件に関する措置の要求（平成 30 年（措）第 1 号事案）について 勤務条件に関する措置の要求（平成 31 年（措）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（平成 31 年（審）第 1 号事案）について
第 12 回 (定例会)	H31. 4. 10	報告 採用候補者名簿等の状況について 議事 平成 31 年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験の実施について 平成 31 年度川崎市職員（薬剤師・獣医師・保健師）採用選考の実施について 解雇予告除外の認定について 平成 31 年（措）第 1 号事案に係る措置要求の受理及び受理の通知について 平成 31 年（措）第 1 号事案に係る措置要求書の副本の送付及び意見書の提出要求について 平成 31 年（措）第 1 号事案に係る審査長の指名について 平成 31 年（審）第 1 号事案に係る審査請求の受理について 平成 31 年（審）第 1 号事案に係る審査請求書の副本の送付及び答弁書の提出要求について 平成 31 年（審）第 1 号事案に係る審査長の指名について 協議 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について
第 13 回 (定例会)	H31. 4. 17	報告 条件付採用の期間延長に係る報告について 平成 30 年度職員採用選考の実施状況について 職員団体（川崎市職員労働組合）登録事項の変更について 職員団体（川崎市教職員組合）登録事項の変更について 職員団体（2級の集い）登録事項の変更について 議事 平成 31 年度身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第 1 回）合格者名簿の確定について 川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について

回数	開催年月日	議 題
第 14 回 (定例会)	R1. 5. 8	川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 措置要求判定取消請求事件に係る準備書面について 協議 職員（技能・業務）採用選考の受験資格の改正について 2019年（平成31年）職種別民間給与実態調査要綱について
		報告 職員団体（川崎市公立学校管理職組合）登録事項の変更について 平成30年度（下半期）職員からの苦情相談について 措置要求判定取消請求事件に係る第4回口頭弁論の要旨について 議事 平成31年（措）第1号事案に係る意見書の提出期限の延長について 協議 勤務条件に関する措置の要求（平成30年（措）第2号事案）について 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について
第 15 回 (定例会)	R1. 5.15	議事 平成30年（措）第2号事案に係る反論書の提出要求について 平成29年（審）第1号事案に係る求釈明について 平成31年（審）第1号事案に係る答弁書の副本の送付及び反論書の提出 要求について 協議 障害者雇用の拡大に向けた職員採用選考の見直しについて
第 16 回 (定例会)	R1. 5.22	報告 令和元年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験等の申込状況について 昇任状況について 職員団体（川崎市公立学校管理職組合）登録事項の変更について 議事 令和元年度係長昇任選考の実施について 令和元年度転任試験の実施について
第 17 回 (定例会)	R1. 5.29	報告 川崎市職員の定年等に関する条例等に基づく勤務延長実施報告について 議事 平成31年（措）第1号事案に係る意見書の副本の送付及び反論書の提出 要求について 協議 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について
第 18 回 (定例会)	R1. 6. 5	議事 平成30年（措）第2号事案に係る反論書の提出要求について
第 19 回 (定例会)	R1. 6.12	議事 令和元年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験の実施について 令和元年度川崎市職員（保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職）採 用選考の実施について 令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考の実施について 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について 平成29年（審）第1号事案に係る釈明書等の提出期限の延長について 協議 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について

回数	開催年月日	議 題
第 20 回 (定例会)	R1. 6. 26	<p>議事 令和元年度消防司令昇任選考の実施について 令和元年度消防司令補及び消防士長昇任試験の実施について 平成31年(審)第1号事案に係る反論書の提出要求について</p> <p>協議 令和元年給与勧告・報告における言及項目について 勤務条件に関する措置の要求(平成30年(措)第2号事案)について 不利益処分についての審査請求(平成29年(審)第1号事案)について</p>
第 21 回 (定例会)	R1. 7. 10	<p>報告 措置要求判定取消請求事件に係る第5回口頭弁論の要旨について</p> <p>議事 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第3条の規定に基づく人事委員会の意見について 平成30年(措)第2号事案に係る反論書の提出要求について</p> <p>協議 勤務条件に関する措置の要求(平成31年(措)第1号事案)について 不利益処分についての審査請求(平成29年(審)第1号事案)について 不利益処分についての審査請求(令和元年(審)第1号事案)について</p>
第 22 回 (定例会)	R1. 7. 17	<p>報告 公益的法人等への職員の派遣等の状況について 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等の状況について 2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査状況について</p> <p>議事 令和元年度川崎市職員(大学卒程度)採用試験(民間企業等職務経験者)の実施について 平成31年(措)第1号事案に係る反論書の副本の送付について 平成29年(審)第1号事案に係る釈明書の副本の送付について 平成29年(審)第1号事案に係る書証の採用決定及び書証申出書の副本の送付等について 平成31年(審)第1号事案に係る反論書の提出要求について 令和元年(審)第1号事案に係る審査請求の受理について 令和元年(審)第1号事案に係る審査請求書の副本の送付及び答弁書の提出要求について 令和元年(審)第1号事案に係る審査長の指名について</p>
第 23 回 (定例会)	R1. 7. 24	<p>報告 令和元年度川崎市職員(大学卒程度)採用試験等第1次試験の実施状況について</p> <p>議事 令和元年度川崎市職員(技能・業務)採用選考の実施について</p> <p>協議 勤務条件に関する措置の要求(平成31年(措)第1号事案)について</p>
第 24 回 (定例会)	R1. 7. 31	<p>議事 平成31年(措)第1号事案に係る書面の提出要求について</p> <p>協議 令和元年給与勧告・報告資料 No. 1について 令和元年給与勧告・報告資料 No. 2について</p>
第 25 回 (定例会)	R1. 8. 7	<p>協議 令和元年給与勧告・報告資料 No. 3について 令和元年給与勧告・報告資料 No. 4について</p>



回数	開催年月日	議題
第 26 回 (定例会)	R1. 8. 21	報告 令和元年給与勧告・報告資料 No. 5 について 報告 令和元年人事院勧告について 議事 令和元年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験採用候補者名簿の確定について 令和元年度川崎市職員（薬剤師・獣医師・保健師）採用選考合格者名簿の確定について 解雇予告除外の認定について 平成 28 年（審）第 3 号事案に係る審査請求書記載事項変更届出書の副本の送付について 平成 29 年（審）第 1 号事案に係る審査請求書記載事項変更届出書の副本の送付について 平成 29 年（審）第 1 号事案に係る書証に対する認否を記載した書面の提出期限の延長について 平成 31 年（審）第 1 号事案に係る反論書の提出要求について 令和元年（審）第 1 号事案に係る答弁書の提出期限の延長について 協議 令和元年給与勧告・報告資料 No. 6 について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 2 号事案）について
第 27 回 (定例会)	R1. 8. 28	議事 労働基準法別表第 1 の号別の決定に係る協議について 川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 令和元年（審）第 2 号事案に係る審査請求の受理について 令和元年（審）第 2 号事案に係る審査請求書の副本の送付及び答弁書の提出要求について 協議 令和元年（審）第 2 号事案に係る審査長の指名について 令和元年給与勧告・報告資料 No. 7 について 令和元年給与勧告・報告資料 No. 8 について 令和元年給与に関する勧告及び報告の言及項目について 平成 30 年（措）第 2 号事案に係る判定について 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について
第 28 回 (定例会)	R1. 9. 4	報告 令和元年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験等の申込状況について 令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考の申込状況について 令和元年度川崎市職員（技能・業務）採用選考の申込状況について 令和元年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）の申込状況について 令和元年度転任試験の申込状況について 議事 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について 平成 31 年（措）第 1 号事案に係る書面の写しの送付について 協議 令和元年給与勧告・報告における改定方針（案）について 令和元年給与勧告・報告における言及項目について

回数	開催年月日	議 題
第 29 回 (定例会)	R1. 9. 10	報告 平成 3 0 年 (措) 第 2 号事案に係る判定について 令和元年度係長昇任選考の申込状況について 議事 令和元年 (審) 第 1 号事案に係る答弁書の副本の送付及び反論書の提出要 求について 令和元年 (審) 第 1 号事案に係る書証の採用決定及び証拠説明書の副本の 送付等について 協議 令和元年職員の給与に関する報告及び勧告について 平成 3 0 年 (措) 第 2 号事案に係る判定について
第 30 回 (定例会)	R1. 9. 18	報告 職員団体 (川崎市職員労働組合) 登録事項の変更について 議事 条件付採用期間の延長について 平成 3 0 年 (措) 第 2 号事案に係る判定及び判定書の正本の送付について 措置要求判定取消請求事件に係る準備書面について 協議 不利益処分についての審査請求 (平成 2 9 年 (審) 第 1 号事案) について
第 31 回 (定例会)	R1. 9. 24	報告 労働基準法別表第 1 の号別の決定について 措置要求判定取消請求事件に係る第 6 回口頭弁論の要旨について 議事 川崎市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規 則の制定について 令和元年職員の給与に関する報告及び勧告について 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の 制定について 川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規 則の制定について 平成 3 1 年 (審) 第 1 号事案に係る反論書の提出期限の延長について 協議 不利益処分についての審査請求 (平成 2 9 年 (審) 第 1 号事案) について
第 32 回 (定例会)	R1. 10. 2	議事 令和元年 (審) 第 2 号事案に係る答弁書の副本の送付及び反論書の提出要 求について 協議 平成 3 1 年 (措) 第 1 号事案に係る判定について 不利益処分についての審査請求 (平成 2 9 年 (審) 第 1 号事案) について
第 33 回 (定例会)	R1. 10. 11	報告 令和元年度消防司令昇任選考第 1 次選考の実施状況について 令和元年度消防司令補及び消防士長昇任試験第 1 次試験の実施状況につい て 議事 平成 2 9 年 (審) 第 1 号事案に係る審尋の実施及び証人の呼出しについて 協議 平成 3 1 年 (措) 第 1 号事案に係る判定について

回数	開催年月日	議題
第 34 回 (臨時会)	R1. 10. 16	委員長の選任について 委員長職務代理者の指定について
第 35 回 (定例会)	R1. 10. 16	報告 令和元年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験等第 1 次試験の実施状況について 令和元年度川崎市職員（技能・業務）採用選考第 1 次選考の実施状況について 令和元年度転任試験第 1 次試験の実施状況について 令和元年度係長昇任選考第 1 次選考の実施状況について 協議 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について
第 36 回 (定例会)	R1. 10. 23	報告 令和元年度（上半期）職員からの苦情相談について 議事 解雇予告除外の認定について 協議 平成 31 年（措）第 1 号事案に係る判定について 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 1 号事案）について
第 37 回 (定例会)	R1. 10. 30	議事 平成 31 年（審）第 1 号事案に係る反論書の提出要求について 令和元年（審）第 1 号事案に係る反論書の副本送付及び求釈明について 協議 平成 31 年（措）第 1 号事案に係る判定について 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について
第 38 回 (定例会)	R1. 11. 6	報告 令和元年大都市区における人事委員会勧告について 議事 川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の制定について 平成 31 年（措）第 1 号事案に係る判定及び判定書の正本の送付について 平成 29 年（審）第 1 号事案に係る書証に対する認否等の副本の送付について 令和元年（審）第 2 号事案に係る反論書の副本の送付について 措置要求判定取消請求事件に係る準備書面について 協議 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について
第 39 回 (定例会)	R1. 11. 13	報告 令和 2 年職種別民間給与実態調査の調査対象事業所名簿作成について 措置要求判定取消請求事件に係る第 7 回口頭弁論の要旨について 議事 平成 29 年（審）第 1 号事案に係る書証に対する認否等（追加）の副本の送付について 協議 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について
第 40 回 (定例会)	R1. 11. 20	報告 令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考第 1 次試験の実施状況について 令和元年度労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査の実施について

回数	開催年月日	議 題
第 41 回 (定例会)	R1. 11. 27	議事 令和元年度川崎市職員（高校卒程度）採用試験採用候補者名簿の確定について 令和元年度川崎市職員（保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職）採用選考合格者名簿の確定について 令和元年度川崎市職員（技能・業務）採用選考合格者名簿の確定について 令和元年度転任試験転任候補者名簿の確定について 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について 平成 29 年（審）第 1 号事案に係る審尋の実施及び証人の呼出しについて 平成 31 年（審）第 1 号事案に係る反論書の提出要求について
		協議 勤務条件に関する措置の要求（平成 30 年（措）第 2 号事案）について
第 42 回 (定例会)	R1. 12. 2	報告 令和元年川崎市職員の人事に関する統計報告について
		議事 令和元年度係長昇任選考合格者名簿の確定について 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
第 43 回 (定例会)	R1. 12. 11	協議 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について
		協議 勤務条件に関する措置の要求（平成 30 年（措）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について
第 44 回 (定例会)	R1. 12. 19	報告 令和元年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）の第 1 次試験の実施状況について
		議事 令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考合格者名簿の確定について 令和元年度消防司令昇任選考合格者名簿の確定について 令和元年度消防司令補及び消防士長昇任試験昇任候補者名簿の確定について 令和元年（審）第 1 号事案に係る積明書の副本の送付について 令和元年（審）第 1 号事案に係る書証の採用決定及び証拠申出書の副本の送付等について
		協議 措置要求判定取消請求事件に係る準備書面について
		協議 採用試験（選考）の受験資格改正について 不利益処分についての審査請求（平成 29 年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（平成 31 年（審）第 1 号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第 2 号事案）について
第 44 回 (定例会)	R1. 12. 19	議事 解雇予告除外の認定について 川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について 川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての制定について 平成 31 年（審）第 1 号事案に係る反論書の提出要求について

回数	開催年月日	議	題
第 45 回 (定例会)	R1. 12. 25	<p>協議</p> <p>報告 議事</p>	<p>令和元年（審）第 2 号事案に係る再答弁書の提出要求について 不利益処分についての審査請求（平成 2 9 年（審）第 1 号事案）について</p> <p>令和元年（審）第 1 号事案に係る代理人選任の届出について 川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の制定について（継続審議） 川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定について（継続審議） 川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての制定について（継続審議） 令和元年度川崎市職員（大学卒程度）採用試験（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定について 平成 2 9 年（審）第 1 号事案に係る審尋の実施及び証人の呼出しについて 令和元年（審）第 1 号事案に係る準備書面の副本の送付について</p>

回数	開催年月日	議 題
<b>令和2年</b>		
第1回 (定例会)	R2. 1. 14	報告 措置要求判定取消請求事件に係る第8回口頭弁論の要旨について 議事 令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第2回）の実施について 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第3条の規定に基づく人事委員会の意見について 協議 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について
第2回 (定例会)	R2. 1. 22	報告 令和元年度労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査の結果について 議事 平成29年（審）第1号事案に係る書面審理終了の予告について 令和元年（審）第1号事案に係る書証に対する認否の副本の送付について 令和元年（審）第2号事案に係る再答弁書の提出期限の延長について 協議 令和2年度試験・選考日程について 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について 不利益処分についての審査請求（平成31年（審）第1号事案）について
第3回 (定例会)	R2. 1. 29	議事 平成31年（審）第1号事案に係る反論書の提出要求について 協議 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について
第4回 (定例会)	R2. 2. 5	報告 職員の号給の決定に係る承認について 協議 消防職昇任試験・選考における試験・選考科目の見直しについて 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第1号事案）について 勤務条件に関する措置の要求（令和2年（措）第1号事案）について
第5回 (定例会)	R2. 2. 12	議事 川崎市職員の定年等に関する条例等に基づく勤務延長の期限延長の承認について 協議 勤務条件に関する措置の要求（令和2年（措）第1号事案）について 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について
第6回 (定例会)	R2. 2. 19	議事 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について 令和2年（措）第1号事案に係る措置要求の受理及び受理の通知について 令和2年（措）第1号事案に係る措置要求書の副本の送付及び意見書の提出要求について 令和2年（措）第1号事案に係る審査長の指名について 協議 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第1号事案）について
第7回 (定例会)	R2. 2. 26	報告 令和2年職種別民間給与実態調査事業所名簿作成の結果について 議事 川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則第3条の規定に基づく人事委員会の意見について



回数	開催年月日	議 題
第 8 回 (定例会)	R2. 3. 5	協議 措置要求判定取消請求事件に係る準備書面について 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第1号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第2号事案）について
		報告 令和元年度障害者を対象とした川崎市職員採用選考（第2回）の申込状況について 措置要求判定取消請求事件に係る第9回口頭弁論の要旨について 議事 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについての制定について 平成29年（審）第1号事案に係る書面の副本の送付について 令和元年（審）第1号事案に係る準備手続の開催について 令和元年（審）第2号事案に係る再答弁書の副本の送付について 令和元年（審）第2号事案に係る書証の採用決定及び書証申出書の副本の送付等について 協議 不利益処分についての審査請求（平成29年（審）第1号事案）について 不利益処分についての審査請求（平成31年（審）第1号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第1号事案）について
第 9 回 (定例会)	R2. 3. 18	報告 職員の号給の決定に係る承認について 議事 特定任期付職員の採用の承認について 特定任期付職員の採用の承認について 第1号任期付研究員の任期を定めた採用等の承認について 第1号任期付研究員の任期を定めた採用等の承認について 川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について 川崎市職員の給料等の支給に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について 令和2年3月31日に非常勤嘱託員であった者であって引き続き新たに再任用職員となったものの年次休暇の日数の特例についての制定について 令和2年（措）第1号事案に係る意見書の提出期限の延長について 令和元年（審）第2号事案に係る書証に対する認否及び再答弁書に対する再反論書の副本の送付について 協議 平成29年（審）第1号事案に係る裁決について 不利益処分についての審査請求（平成31年（審）第1号事案）について 不利益処分についての審査請求（令和元年（審）第1号事案）について

回数	開催年月日	議題
第 10 回 (定例会)	R2. 3. 24	<p>報告</p> <p>議事</p> <p>勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令の制定について</p> <p>令和 2 年度人事委員会事務局予算について</p> <p>職員の号給の決定に係る承認について</p> <p>川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>川崎市職員の管理職手当に関する規則の運用についての一部を改正する運用の制定について</p> <p>満 6 0 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に新たに臨時的任用された職員の号給の決定の特例についての制定について</p> <p>川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>川崎市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令の制定について</p> <p>管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>平成 3 1 年（審）第 1 号事案に係る審査の終了及び終了通知の送付について</p> <p>事務局職員の人事について</p>

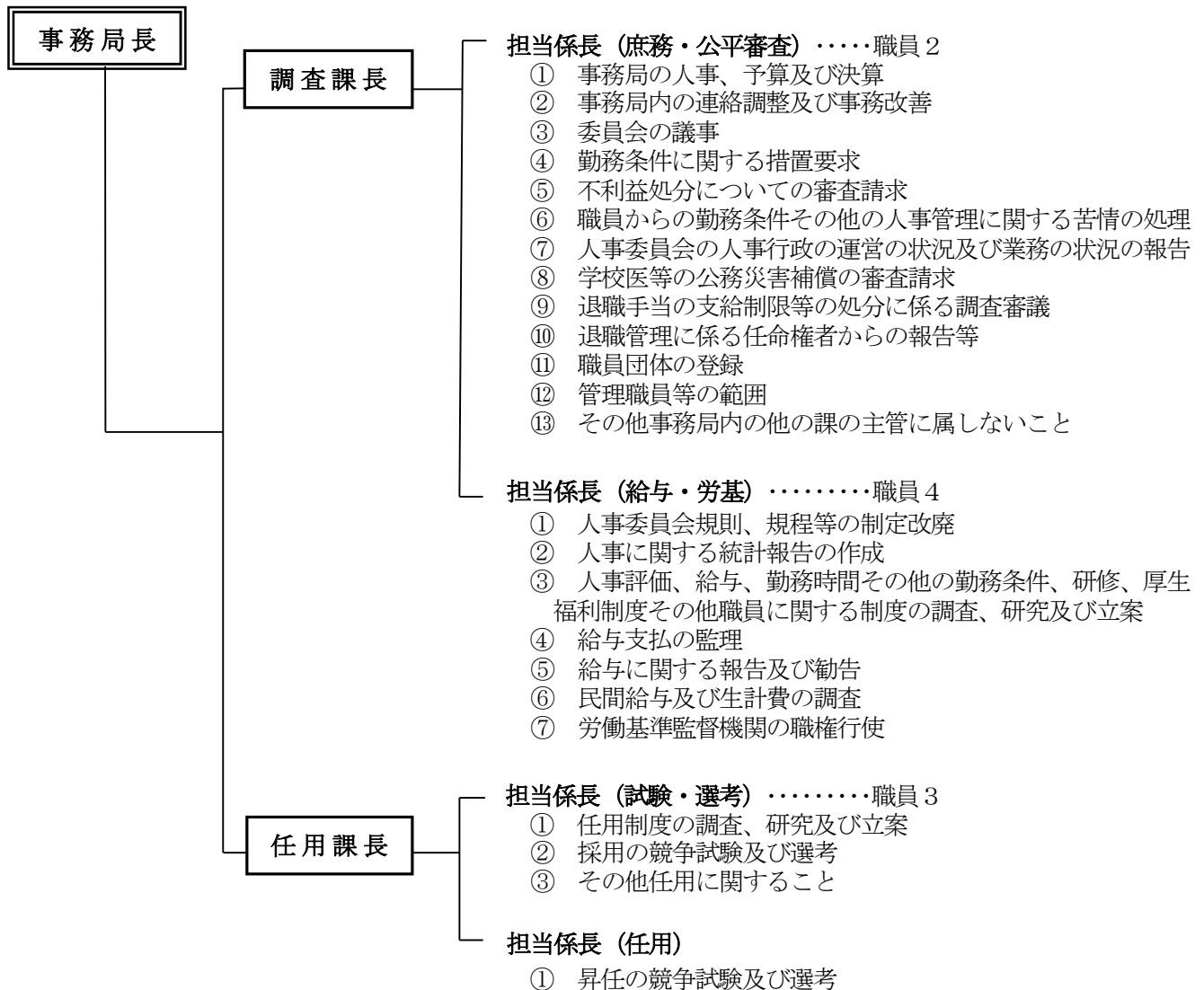


## 2 事務局

### (1) 組織及び事務分掌

事務局の組織及び課の事務分掌は、次のとおりである。

(令和2年4月1日現在)



### (2) 予算

#### 令和2年度予算

(単位：千円)

科目	予算額
人事委員会費	122,085
報酬	11,393
職員手当等	61,271
共済費	27,640
報償費	7
旅費	111
交際費	1,137
需用費	1
役務費	3,014
委託料	2,922
使用料及び賃借料	9,013
備品購入費	3,050
負担金補助及び交付金	46
	2,480



## 第2章 業 務

### 1 任 用

#### (1) 採用試験

令和元年度は、次の試験区分について実施した。

大学卒程度：行政事務、社会福祉、心理、学校事務、土木、電気、機械、造園、建築、化学、消防士  
(民間企業等職務経験者) 行政事務、社会福祉、土木、電気、機械、建築

高校卒程度：行政事務、消防士

実施結果は、表1「令和元年度採用試験実施結果」のとおりである。

#### (2) 採用選考

令和元年度は、次の選考区分について実施した。

薬剤師、獣医師、保健師、保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職

身体障害者対象：行政事務

障害者対象：行政事務

技能・業務

実施結果は、表2「令和元年度採用選考実施結果」のとおりである。

(採用に関する参考図表)

令和元年度採用候補者(合格者)名簿選択状況〔表7〕

令和元年度採用試験(選考)年齢別合格状況〔表8〕

採用試験実施結果の推移〔図1〕

採用選考実施結果の推移〔図2〕

#### (3) 昇任試験

令和元年度は、次の試験区分について実施した。

消防司令補、消防士長

実施結果は、表3「令和元年度昇任試験実施結果」のとおりである。

#### (4) 昇任選考

令和元年度は、次の選考区分について実施した。

係長：一般事務、社会福祉、土木、電気、機械、建築、化学、保育士、薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、看護師

消防司令

実施結果は、表4「令和元年度昇任選考実施結果」のとおりである。

#### (5) 転任試験

令和元年度は、次の試験区分について実施した。

転任：行政事務、土木、電気、機械

実施結果は、表5「令和元年度転任試験実施結果」のとおりである。

#### (6) 臨時的任用

令和元年度の臨時的任用についての承認状況は、表6-1・2「令和元年度臨時的任用承認状況」のとおりである。

表1 令和元年度 採用

試験区分	申込者数 A	第1次試験			第2次試験 受験者数	最終 合格者数 C	競争倍率 B/C	
		受験者数 B	受験率 B/A	合格者数				
大学卒程度	行政事務	1,378	962	69.8	413	400	195	4.9
	社会福祉	72	52	72.2	37	37	28	1.9
	心理	24	17	70.8	12	12	8	2.1
	学校事務	87	58	66.7	32	30	18	3.2
	土木	49	31	63.3	15	14	9	3.4
	電気	28	18	64.3	5	5	4	4.5
	機械	22	13	59.1	7	6	6	2.2
	造園	17	11	64.7	7	6	4	2.8
	建築	22	19	86.4	12	10	8	2.4
	化学	25	17	68.0	8	8	3	5.7
	消防士	291	216	74.2	65	63	31	7.0
	小計	2,015	1,414	70.2	613	591	314	4.5
大学卒程度（経験者）	行政事務	723	419	58.0	43	38	24	17.5
	社会福祉	51	38	74.5	31	25	13	2.9
	土木	36	22	61.1	21	18	9	2.4
	電気	22	15	68.2	13	12	10	1.5
	機械	33	22	66.7	16	12	5	4.4
	建築	16	13	81.3	10	7	5	2.6
	小計	881	529	60.0	134	112	66	8.0
高校卒程度	行政事務	221	171	77.4	45	34	12	14.3
	消防士	285	205	71.9	55	45	25	8.2
	小計	506	376	74.3	100	79	37	10.2
合計	3,402	2,319	68.2	847	782	417	5.6	

試 験 実 施 結 果

受 験 資 格	公告日	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		名 簿 確 定 日
		実施日	科 目	実施日	科 目	
<p>1 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人</p> <p>2 平成10年4月2日以降生まれで次のいずれかに該当する人</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成32(2020)年3月までに卒業見込の人</p> <p>(2) 川崎市人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人</p>	4/17	6/23	総合筆記試験 面談試験	7/26	面接試験 (全区分) 小論文試験 (行政事務、 学校事務、 消防士のみ) 身体検査 (消防士の み)	8/21
		7/ 8		29		
9	30					
10	31					
11	8/ 1					
12	2					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	13					
	14					
身体的条件及び日本国籍		6/23 7/11	教養試験 体力検査	8/14		
<p>昭和35年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人</p>	7/24	11/17 11/30	教養試験 経験小論文試験 面談試験 (行政事務のみ)	12/21 22	面接試験	12/25
		11/17				
<p>平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人</p>	7/25	9/29	教養試験	10/21 29	面接試験 作文試験	11/20
		9/29 10/ 9	教養試験 体力検査	10/21 28	面接試験 作文試験 身体検査	

表2 令和元年度 採用

選考区分	申込者数 A	第1次選考			第2次選考 受験者数	最終合格者数 C	競争倍率 B/C	
		受験者数 B	受験率 B/A	合格者数				
	人	人	%	人	人	人	倍	
資格免許職	薬剤師	24	18	75.0	13	13	5	3.6
	獣医師	15	9	60.0	6	6	3	3.0
	保健師	44	34	77.3	24	23	10	3.4
	保育士	53	36	67.9	18	11	6	6.0
	栄養士	39	29	74.4	9	9	2	14.5
	臨床検査技師	11	10	90.9	8	8	2	5.0
	学校栄養職	39	30	76.9	12	12	2	15.0
	小計	225	166	73.8	90	82	30	5.5
身体障害者・障害者	身体障害者行政事務	25	21	84.0			6	3.5
	障害者行政事務	77	44	57.1	28	22	4	11.0
	障害者行政事務(第2回)	60	45	75.0	19	18	6	7.5
	小計	162	110	67.9	47	40	16	6.9
技能業務	技能・業務	41	37	90.2	26	25	15	2.5
合計	428	313	73.1	163	147	61	5.1	

## 選 考 実 施 結 果

受 験 資 格		公告日	第 1 次 選 考		第 2 次 選 考		合格者 名 簿 確定日
			実施日	科 目	実施日	科 目	
昭和60年4月2日以降 に生まれた人	薬剤師免許を有する人又は平成32(2020)年春までに行われる国家試験により取得見込みの人	4/17	6/23 7/ 8 10 12	総合筆記 試験 面談試験	7/31 8/ 1 2		8/21
	獣医師免許を有する人又は平成32(2020)年春までに行われる国家試験により取得見込みの人						
	保健師免許を有する人又は平成32(2020)年春までに行われる国家試験により取得見込みの人						
平成2年4月2日以降 に生まれた人	保育士の資格を有する人又は令和2年春までに行われる国家試験により取得見込みの人	7/25	9/29	総合筆記 試験	10/25	面接試験	11/20
	栄養士の免許を有する人又は令和2年春までに行われる国家試験により取得見込みの人						
	臨床検査技師の免許を有する人又は令和2年春までに行われる国家試験により取得見込みの人						
	栄養士の免許を有する人又は令和2年春までに行われる国家試験により取得見込みの人						
昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人		(H31) 2/ 5	4/ 6	教養試験 作文試験 面接試験	/	/	4/17
昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人		7/25	10/27	教養試験 作文試験	12/3	面接試験	12/11
昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人		1/24	3/20	教養試験 作文試験	(R2) 5/9	面接試験	(R2) 5/13
昭和55年4月2日以降 に生まれた人		7/31	9/29	教養試験 作文試験	10/23	体力検査 面接試験	11/20

表3 令和元年度 昇 任

試験区分	申込者数 A	第1次試験			第2次試験	最終合格者数 C	競争倍率 B/C
		受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数		
	人	人	%	人	人	人	倍
消防司令補	84	84	100.0	37	37	20	4.2
消防士長	195	195	100.0	57	57	28	7.0
合 計	279	279	100.0	94	94	48	5.8



## 試 験 実 施 結 果

受 験 資 格	実施 決定日	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		名簿 確定日
		実施日	科 目	実施日	科 目	
消防士長としての実務経験年数が3年以上で59歳以下の者	6/26	9/4	論文、総務 警防、予防	10/31 11/14	面接 実技(訓練礼式、 現場実務) 勤務実績	12/11
消防士又は消防副士長で、在職年数2年以上を有し、かつ年齢が24歳以上59歳以下の者	6/26	9/3	論文、総務 警防、予防	10/30 11/13	面接 実技(訓練礼式) 勤務実績	12/11

(注) 実務経験年数及び在職年数の基準日は、R2. 3. 31現在である。  
(注) 年齢の基準日は、R2. 4. 1現在である。

表4 令和元年度 昇 任

選 考 区 分	申込者数	第1次選考			第2次選考	最 終 合格者数	競争倍率
		受験者数	受験率	合格者数	受験者数		
	A	B	B/A			C	B/C
	人	人	%	人	人	人	倍
一般事務職	1,007	882	87.6	133	133	107	8.2
社会福祉職	96	82	85.4	6	6	3	27.3
土木職	243	224	92.2	19	19	12	18.7
電気職	66	56	84.8	9	9	5	11.2
機械職	49	46	93.9	9	9	5	9.2
建築職	91	88	96.7	10	10	7	12.6
化学職	35	24	68.6	3	3	1	24.0
保育士	204	193	94.6	8	8	5	38.6
薬剤師	26	25	96.2	3	3	1	25.0
獣医師	18	15	83.3	3	3	1	15.0
栄養士	14	13	92.9	3	3	1	13.0
保健師	26	23	88.5	4	4	2	11.5
看護師	88	88	100.0	9	9	5	17.6
小 計	1,963	1,759	89.6	219	219	155	11.3
消防司令	43	42	97.7	17	17	9	4.7
合 計	2,006	1,801	89.8	236	236	164	11.0

選 考 実 施 結 果

受 験 資 格	実施 決定日	第 1 次 選 考		第 2 次 選 考		名簿 確定日
		実施日	科 目	実施日	科 目	
H31. 4. 1現在、 選考区分に対応する 職種の有職期間を 1年以上有し、かつ R2. 3. 1現在、 引き続き5年以上の 本市有職期間を有 する者	S35. 4. 2 から S62. 4. 1 までに 生まれた者	5/22	9/29	勤務実績 教養試験	10/24 記述式行政判断  11/1 11/8 11/11 11/12 面 接	11/27
R2. 3. 31現在、消防司令補としての 実務経験年数が4年以上で、R2. 4. 1現在、59歳以下の者		6/26	9/5	論文、総務 警防、予防	11/1 11/15 実科、面接 勤務実績	12/11

表5 令和元年度 転任

種類	試験区分	申込者数 A	第1次試験			第2次試験 受験者数	最終 合格者数 C	競争倍率 B/C
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数			
転任	行政事務	100	93	93.0	13	13	2	46.5
	土木	-	-	-	-	-	-	-
	電気	-	-	-	-	-	-	-
	機械	3	3	100.0	0	-	-	-
	合計	103	96	93.2	13	13	2	48.0

表 6-1 令和元年度 臨時的任用承認状況

任命権者	職	事務補助		技術補助		特殊技術補助		技能労務補助		合計
		新規任用	任用更新	新規任用	任用更新	新規任用	任用更新	新規任用	任用更新	
市長事務部局		1,960	364	981	390	154	117	135	53	4,154
上下水道局		2	1	0	0	0	0	0	0	3
交通局		1	1	0	0	0	0	0	0	2
病院局		25	18	63	44	183	144	108	74	659
消防局		11	9	0	0	0	0	0	0	20
教育委員会事務局		206	76	255	110	0	0	821	200	1,668
合計		2,205	469	1,299	544	337	261	1,064	327	6,506

## 試 験 実 施 結 果

受 験 資 格			第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		名 簿 確 定 日
			実 施 日	科 目	実 施 日	科 目	
S44. 4. 2以降 に生まれた 人	H27. 4. 1 以前 からの 在職者	事務、技術、技能、業 務職員及び消防職員で 主任以下の者	9/29	教養試験	10/24 30	面接試験 作文試験	11/20
				教養試験 専門試験		面接試験	

表 6-2 (教職員関係)

職	新規任用	任用更新	総 件 数	合 計
教 諭	464 <small>件</small>	414 <small>件</small>	878 <small>件</small>	1,001 <small>件</small>
養 護 教 諭	27	22	49	
学 校 事 務	31	25	56	
学 校 栄 養	10	8	18	

表7 令和元年度 採用候補者(合格者)名簿選択状況

令和2年6月1日現在

区 分		名簿登載数 A 人	採 用 数 B 人	採 用 率 B/A %	辞 退 者 数 C 人	名 簿 残 数 A-B-C 人	
競 争 試 験	大学卒程度	行政事務	195	107	54.9	88	—
		社会福祉	28	20	71.4	8	—
		心 理	8	5	62.5	3	—
		学校事務	18	14	77.8	4	—
		土 木	9	9	100.0	—	—
		電 気	4	2	50.0	2	—
		機 械	6	5	83.3	1	—
		造 園	4	3	75.0	1	—
		建 築	8	6	75.0	2	—
		化 学	3	2	66.7	1	—
		消 防 士	31	30	96.8	1	—
		小 計	314	203	64.6	111	—
競 争 試 験	大学卒程度(経験者)	行政事務	24	20	83.3	4	—
		社会福祉	13	12	92.3	1	—
		土 木	9	7	77.8	2	—
		電 気	10	7	70.0	3	—
		機 械	5	4	80.0	1	—
		建 築	5	5	100.0	—	—
		小 計	66	55	83.3	11	—
競 争 試 験	高校卒程度	行政事務	12	7	58.3	5	—
		消 防 士	25	15	60.0	10	—
		小 計	37	22	59.5	15	—
選 考	薬 剤 師	5	3	60.0	2	—	
	獣 医 師	3	3	100.0	—	—	
	保 健 師	10	6	60.0	4	—	
	保 育 士	6	5	83.3	1	—	
	栄 養 士	2	2	100.0	—	—	
	臨床検査技師	2	2	100.0	—	—	
	学校栄養職	2	2	100.0	—	—	
	小 計	30	23	76.7	7	—	
	身体障害者行政事務	6	6	100.0	—	—	
	障害者行政事務	4	4	100.0	—	—	
	障害者行政事務(第2回)	6	2	33.3	—	4	
	小 計	16	12	75.0	—	4	
技能・業務	15	12	80.0	3	—		
合 計		478	327	68.4	147	4	

表8 令和元年度 採用試験(選考)年齢別合格状況

令和2年6月1日現在 (単位:人)

区分	年齢		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40 ~ 49	50 ~ 59	計	
	大学卒程度	行政事務						133	18	6	5	11	15	5	2													
社会福祉							18	2	1	2	1	2		2														28
心理							3	1	3	1																		8
学校事務							3	2	2	2	2	3	3	1														18
土木							6				2				1													9
電気							1	1					1	1														4
機械							1	1	1	2	1																	6
造園							3	1																				4
建築							2	1	3	1				1														8
化学							1		1	1																		3
消防士							21	3		2	2	2	2	1														31
<b>小計</b>							<b>192</b>	<b>30</b>	<b>17</b>	<b>18</b>	<b>17</b>	<b>23</b>	<b>11</b>	<b>6</b>														<b>314</b>
大学卒程度(経験者)	行政事務															1	3	3	1	1	2		1	3	7	2	24	
	社会福祉																	2	1		1				8	1	13	
	土木														1	1	2	1		1				1	2		9	
	電気																			1	1			3	5		10	
	機械															1		2		1						1	5	
	建築																	1			1		1		2		5	
<b>小計</b>															<b>1</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>25</b>	<b>3</b>	<b>66</b>	
高校卒程度	行政事務	2	2	7	1																						12	
	消防士	3	7	12	3																						25	
	<b>小計</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>19</b>	<b>4</b>																						<b>37</b>	
薬剤師								3	1								1										5	
獣医師								1							1	1											3	
保健師					3			3			1	1	1	1													10	
保育士					4					1			1														6	
栄養士					1						1																2	
臨床検査技師					1	1																					2	
学校栄養職						1					1																2	
<b>小計</b>					<b>1</b>	<b>10</b>		<b>4</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>2</b>		<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>1</b>										<b>30</b>		
身体障害者行政事務					3	1									1	1											6	
障害者行政事務																	1		3								4	
障害者行政事務(第2回)						3						1			1	1											6	
<b>小計</b>					<b>3</b>	<b>4</b>						<b>1</b>		<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>		<b>3</b>									<b>16</b>	
技能・業務												2	1	1				2	2	1	2	2		2			15	
<b>合計</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>19</b>	<b>8</b>	<b>206</b>	<b>30</b>	<b>21</b>	<b>22</b>	<b>19</b>	<b>27</b>	<b>13</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>25</b>	<b>3</b>	<b>478</b>			

図1 採用試験実施結果の推移

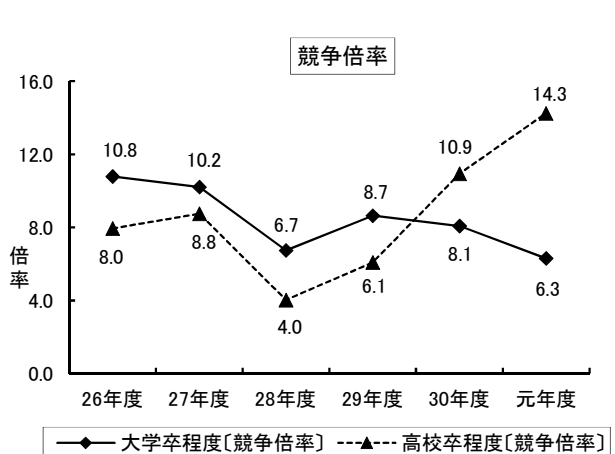
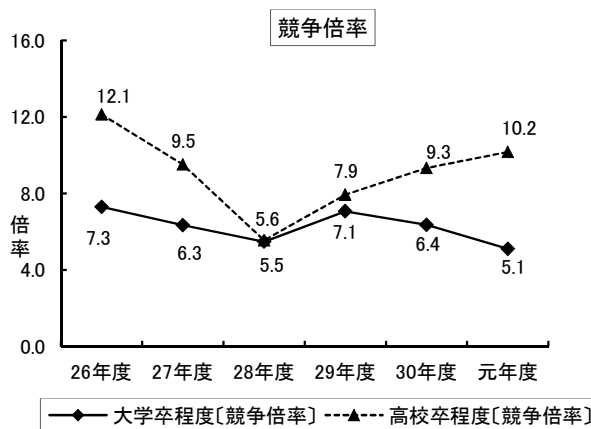
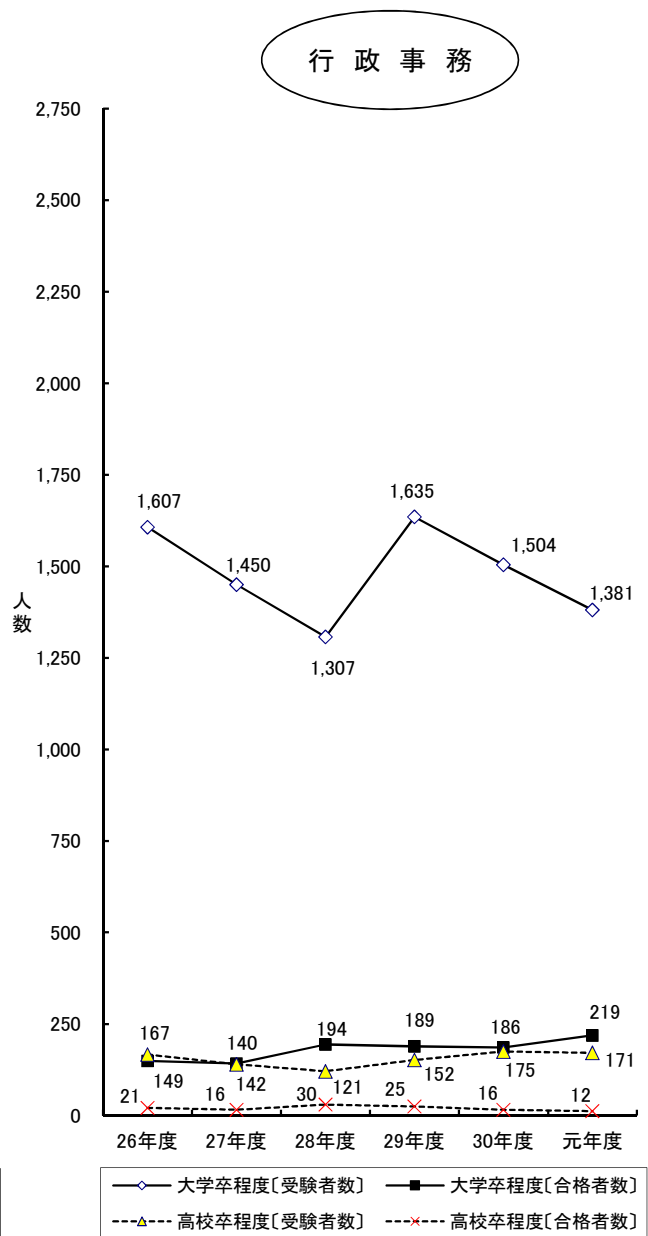
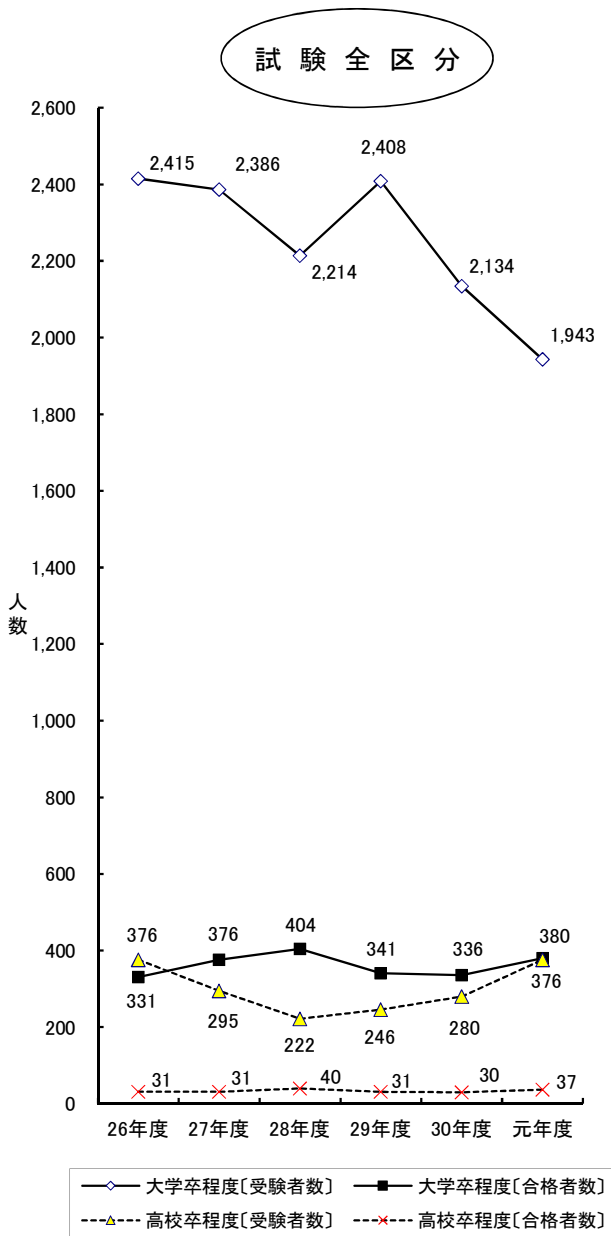
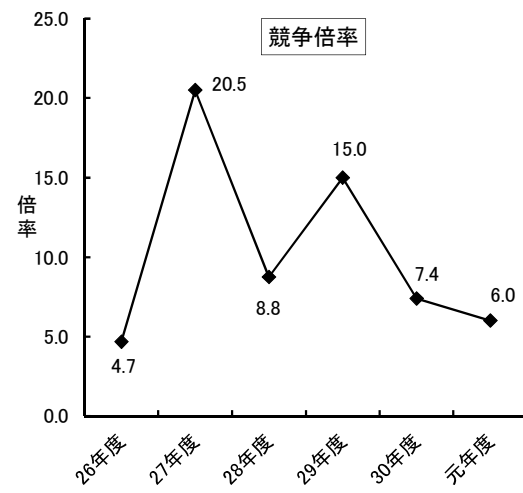
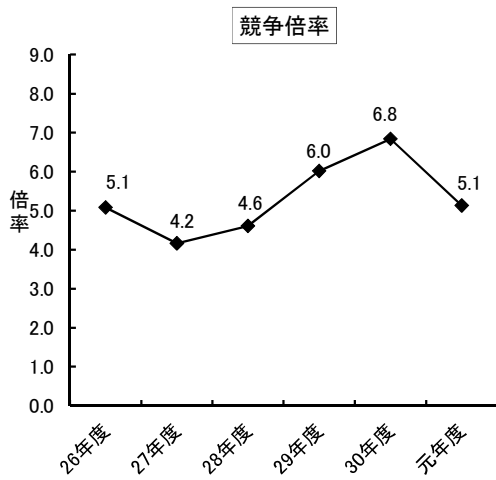
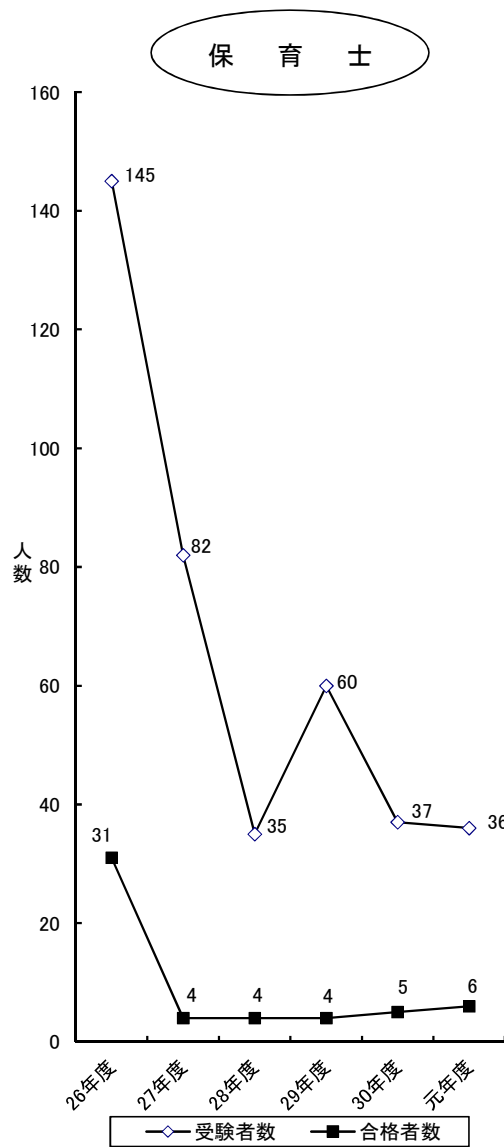
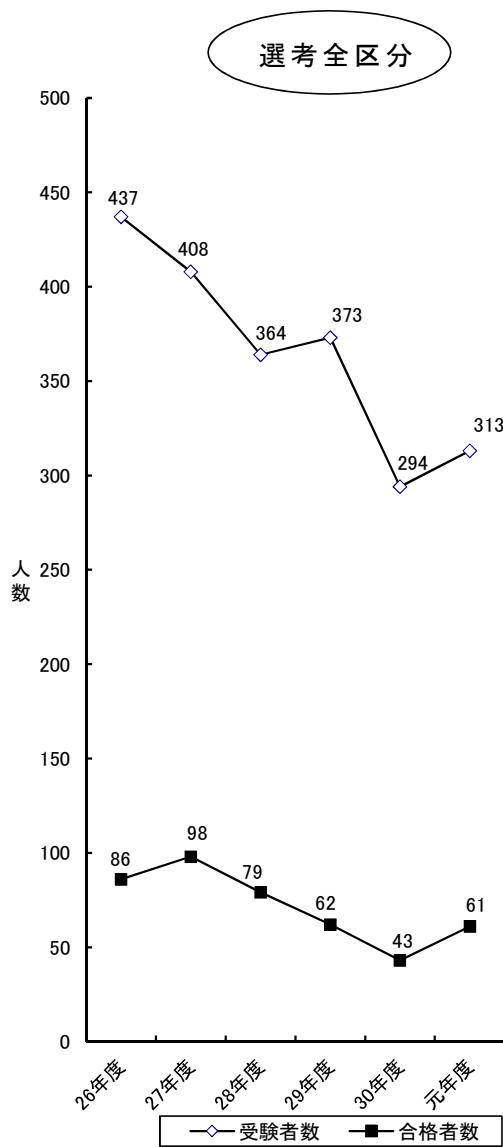




図2 採用選考実施結果の推移



## 2 給与、その他の勤務条件

### (1) 職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、令和元年10月7日、市議会及び市長に対して、職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。その内容は、次のとおりである。

## 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

### 1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年4月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,259人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員(14,602人、平均年齢40.9歳)の平均給与月額は、405,153円(給料331,369円、扶養手当7,584円、地域手当55,250円、その他10,950円)となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員(6,009人、平均年齢41.5歳)の平均給与月額は、404,964円(給料328,253円、扶養手当7,793円、地域手当55,324円、その他13,594円)となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員(5,906人、平均年齢41.8歳)の平均給与月額は、408,410円(給料330,902円、扶養手当7,929円、地域手当55,796円、その他13,783円)となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

### 2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の532事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された121事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

#### (1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で213,573円、短大卒で188,406円、高校卒で172,653円となっている。

#### (2) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で44.0%、高校卒で12.5%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で49.6%、高校卒で77.2%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で50.4%、高校卒で22.8%となっている。

#### (3) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は82.7%であり、その平均支給月額は配偶者15,570円、配偶者と子1人の場合22,124円、配偶者と子2人の場合28,084円となっている。

#### (4) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は74.0%であり、そのうち借家・借間居住者に対して支給する事業所の割合は100.0%となっている。

#### (5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.51月分相当となっている。

#### (6) 給与改定の状況

一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は56.3%、ベースアップを中止した事業所の割合は5.0%となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は93.0%となっている。

#### (7) 昇給制度の状況

一般の従業員（係員）について、昇給制度を設けている事業所の割合は95.1%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所の割合は88.5%となっている。

#### (8) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で54.3%、課長級で68.4%、部長級で68.2%となっている。

### 3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果、職員の給与（408,410円）が民間給与（408,787円）を377円（0.09%）下回っていることが明らかとなった。

### 4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表（一）適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額ラスパイレス指数は、101.3（国家公務員を100とする。）となっている。

### 5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国では0.9%、本市では1.2%上昇している。

本委員会が「家計調査」（同省）及び「全国消費実態調査」（同省）を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で173,520円、2人世帯で181,010円、3人世帯で229,060円、4人世帯で277,110円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額983円となっており、本年10月からは時間額1,011円に改定されている。

### 6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に係る基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

#### (1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を377円（0.09%）下回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

##### ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、引上げ改定を行うこととする。改定に当たっては、給料月額の引上げにより較差を解消することとするため、平均改定率を0.10%として引き上げる。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案して、大卒初任給を2,000円、高卒初任給を2,300円、それぞれ引き上げる。これを踏まえ、若年層に重点を置き、30歳台後半の職員が在職する号給までを引き上げることとする。

##### イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

#### (2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.45月分）が、民間事業所の特別給の支給割合（4.51月分）を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とする。

併せて、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

### (3) その他の課題

#### ア 単身赴任手当

国の再任用職員には平成27年4月から単身赴任手当が支給されているところであり、本市においても、再任用職員が大規模災害への応援等のため他の自治体へ派遣されていることから、国の再任用職員との均衡を考慮し、配偶者と別居して単身で赴任する再任用職員に単身赴任手当を支給することが適当である。

#### イ 勤務1時間当たりの給与額

今般、労働基準監督署が、他の自治体の事業所に対して勤務1時間当たりの給与額の算定基礎に寒冷地手当を含めるよう是正勧告したところである。本市においても、その趣旨を踏まえ、勤務1時間当たりの給与額について、その算定基礎に寒冷地に在勤する職員に支給する寒冷地手当を含めて算出することが適当である。

#### ウ 教員給与制度

平成29年4月、道府県から指定都市に県費負担教職員の給与費負担等の権限移譲が行われた。本市では、権限移譲に伴い、小学校、中学校及び特別支援学校の教育職に適用する義務教育諸学校教育職給料表を新設し、高等学校の教育職については、引き続き高等学校教育職給料表を適用している。

義務教育諸学校と高等学校の教育職については、職務や職責に共通する点が多く、また、更なる人材育成の観点から校種をまたぐ柔軟な人事交流を行うためには、教員給与制度について検討する必要がある。

## 7 人事管理に関する報告及び意見

### (1) 勤務環境の整備と働き方・仕事の進め方改革

平成29年から取り組んでいる「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」（以下「改革推進プログラム」という。）により、勤務環境は徐々に改善され着実に効果が上がっている。今後も、これまでの実績を踏まえて「改革推進プログラム」を引き続き推進し、勤務環境の整備に取り組んでいくことが必要である。

#### ア 長時間勤務の是正

平成30年度の時間外勤務の状況を見ると、「改革推進プログラム」の取組の奏功もあり、1人当たりの時間外勤務時間数は減少傾向となっている。しかし、長時間勤務を行っている職員がまだまだ相当数存在することから、引き続き重要な課題である。

労働基準法の改正により、本年4月から時間外労働の上限規制が導入される等、長時間勤務の課題を取り巻く状況は大きく変化している。こうした動向に鑑み、本委員会は、本年4月から時間外勤務の上限時間の導入や年5日の年次休暇の確実な取得等を内容とする規則を定めたところである。具体的には、原則として、1箇月について45時間及び1年について360時間を超えない範囲内で必要最小限の正規の勤務時間を超える勤務を命ずるものとした。任命権者においては、本委員会の定めた上限時間を遵守することはもちろんのこと、やむを得ずこれを超えた場合にあっては、要因の整理、分析、事後の検証を適切に行い、勤務環境の改善に取り組むことが求められる。

また、年次休暇の確実な取得についても、長時間勤務の是正に資する重要な取組である。総実勤務時間の短縮のみならず、職員の心身のリフレッシュにもつながることから、任命権者においては、全職員が少なくとも年5日の年次休暇を取得できるよう取り組まれない。

学校に勤務している教職員については、日々、児童生徒と向き合うという教職員の特性を考慮することが年次休暇の取得促進を図る上で必要である。昨年8月には、市立小中学校等において3日間の学校閉庁日が設定され、9割以上の教職員が年次休暇等を取得した。今後も継続して取り組むことで、教職員の勤務時間及び年次休暇に対する意識向上が図られることが期待される。

労働安全衛生の観点からは、管理職も含めた全職員において長時間労働の是正が求められるところである。これまでも本委員会は、勤務時間の適正管理をより徹底するなどの取組の推進が必要であると報告してきたが、昨年10月から、ICカードを用いた出退勤時間の登録が開始され、本年4月からは、部長級及び局長級職員にも範囲を拡大して実施している。この取組は、管理職による勤務時間及び在庁時間の適正な管理に資するものである。今後も、任命権者において勤務時間の適正管理について、確実に取り組むよう求めるとともに、本委員会としても全職員の長時間労働の是正に向けた対策の動向を注視していく。

## イ ハラスメント対策

本年6月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等が改正され、パワーハラスメント防止対策が事業主の義務とされるとともに、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されることとなった。

本市においても、職員の働きやすい勤務環境の整備にあつては、ハラスメント対策は重要な課題である。職員にあつては、互いに人格を尊重し合い、ハラスメントに該当する行為をしてはならないことを改めて自覚し、特に管理監督者にあつては、日常のマネジメントを通じハラスメントを未然に防ぐことはもちろんのこと、職員がその能力を十分発揮できる良好な職場環境の実現に向けた取組を進められたい。

## ウ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は「改革推進プログラム」において以前から課題として取り上げられてきたが、本市の平成30年度の長期療養者に占める「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調者の割合はほぼ前年並みであることから、引き続き取組を推進していくことが必要である。

任命権者は、本年度から令和5年度までを計画期間とする「川崎市職員メンタルヘルス対策第2次推進計画」（以下「第2次推進計画」という。）を本年4月に策定した。第2次推進計画では、セルフケアの推進、ラインによるケアを強化し健康で働きやすい職場環境づくりの推進、早期発見・早期対応のための相談体制の充実、復職支援システムの推進と再発予防の取組強化の4つの目標を掲げ、それぞれ評価指標を定めるとともに、計画期間中に中間評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しや修正を行うこととしている。

また、働きやすい職場環境づくりに向けて、管理監督者が活用し得る研修や手引等の拡充が図られてきたほか、ストレスチェックの分析結果を活用し、職場環境改善の取組が平成30年度に12職場で行われており、本年度も、新たな職場を対象として実施が予定されている。職員個人に向けた取組では、ストレス対策強化及び自己保健義務意識の向上を目的とした研修の実施や小冊子の配布が行われている。復職支援においては、精神保健医療の専門家としての知見を一層活用するため、長期療養者と復職相談医の面談を一定期間ごとに実施するものとして位置付けたところであり、今後においても、復職相談医と産業医や産業保健スタッフ等が緊密に連携し、長期療養者の円滑な職場復帰に取り組まれたい。

第2次推進計画の策定を契機に、一次予防の取組を中心に本市のメンタルヘルス対策を一層加速させていくことを期待する。任命権者においては、有効な取組について多様な視点から一層の検討を続けながら、第2次推進計画に基づく取組を着実に推進されたい。

## エ 高齢期の雇用の在り方

昨年8月、国家公務員の定年の引上げについて、人事院による意見の申出がなされたことを受け、本委員会は、定年の引上げに係る制度の在り方について検討を進める必要がある旨言及したところである。人事院は、本年8月にも、定年の引上げが早期に実施されるよう改めて要請しており、引き続き、国の動向を注視していく必要がある。

他方、高年齢職員のキャリア活用に向けた取組として、平成30年度から配置している係長級の再任用職員2名について、任命権者は本年度も配置を継続することとした。この取組は、意欲と能力のある人材が、退職後においても、これまで培った技術、経験を積極的に活用することに資するものであることから、現役職員を含めた人事管理の在り方や今後の定年引上げの動向に留意しつつ、再任用職員の活用に関する検討を進められたい。

また、公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続への対応は従前から課題となっている。任命権者にあつては、引き続き、定年退職者について、本人の希望する働き方ができるよう高齢期の雇用に係る制度の適切な運用に努められたい。

## オ 多様な働き方の推進

職員のキャリアプランやライフスタイルに関する意識が変化する中、より良い市民サービスを安定的に提供するためには、多様な有為の人材がそれぞれの能力を十分に発揮できる職場環境の構築に向け、多様な働き方を認めていくことが重要な課題である。

本市では、「改革推進プログラム」において、多様な働き方の推進の実現に向けた様々な取組を進めてきた。本年、テレワーク（在宅勤務）の導入に向けた試行が総務企画局の一部の職員を対象に行われ、課題の抽出が進められている。また、本年7月から9月にかけてオフピーク通勤の取組と連携して試行された時差勤務は、職員個々の事情に応じた柔軟な勤務の実現のみならず、適切な勤務間インターバルの確保に資する点で職員の健康管理にも有用であることから、各職場の業務調整や労務管理に留意しつつ、多くの職員が活用できるよう、本格実施に向けて引き続き検討された

い。

本年3月、人事院は、一般職の国家公務員が公益的活動等を行うための兼業に関し、許可基準を明確化する通知を发出した。本市においても、職員の勤務時間外の社会貢献活動について、営利企業への従事等に係る制限の柔軟な運用に向け、国及び他都市の運用状況を調査し、検討を進めている。職員の社会貢献活動を認めていくことで、意欲ある職員が、活動を通じて自己実現の機会や職務に活かすことのできる知識、経験を得ることが期待できるが、運用の枠組みについては、職務の遂行に支障をきたすことのないよう、十分に検討されたい。

## (2) 人材の確保・育成

### ア 人材の確保

高い水準を維持している民間企業の採用意欲や、国、他の地方自治体等との採用活動の競合を鑑みると、本市の職員採用をめぐる環境は依然として厳しい状況が続いている。

かかる状況下で、本委員会は、近年特に人材の獲得競争が過熱している技術系職種について、首都圏に立地する大学等において公務のやりがい等を紹介するPR動画を掲出してきた。本年は、新たに武蔵溝ノ口駅北口にもPR動画を掲出し、通学等で利用する学生等に対し、就職の選択肢として目を向けてもらうことを狙った情報発信を行っているところである。

また、本年度の障害者を対象とした職員採用選考において、障害の種別にかかわらず人材を確保することを目的として、知的障害又は精神障害のある人にも受験資格を拡大するとともに、集団討論を新たに実施することで人物重視の選考をより強化している。

本委員会は、多様化する市民ニーズや地域課題への確かつ迅速に対応できる人材を確保するために、今後もこれらの取組の効果を検証し、継続的かつ安定的な人材の確保に向けた対策を積極的に推進していく。

### イ 人材の育成

本市では、平成28年3月に策定された「川崎市人材育成基本方針」に基づき、人材育成の推進に向けた様々な取組を行っているところである。

本年度からは、課長補佐及び課長級職員のマネジメント力の向上に着目した階層別研修の見直しを行っている。具体的には、新任課長補佐研修において、課長級職員を効果的に補佐するためのマネジメントに関する知識や能力の向上を図る内容とした。また、課長3年目研修においては、新任課長研修で修得したマネジメントの再確認に主眼を置き、マネジメント力の更なる伸長を図る内容に見直している。

人材育成に関する取組は、中長期的な視点で取り組むことで大きな効果を発揮することから、新規採用職員から始まる階層別研修等により各職位で求められる能力の伸長や意識の向上に引き続き取り組み、「川崎市人材育成基本方針」を踏まえ、計画的に推進されたい。

### ウ 女性活躍推進・次世代育成支援

本市では、平成28年に「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」を策定し、管理職（課長級）に占める女性比率の数値目標等を設定した。3年間の計画期間の取組により、管理職（課長級）に占める女性比率は着実に増加したものの、数値目標を達成することはできなかった。これらの結果も踏まえ、本年3月に「第2期川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」を策定した。この計画では、育児や介護など時間に制約のある時期においても個々のパフォーマンスを十分に発揮できる職場づくりを推進することを企図している。

任命権者の行ったアンケートにおいて、仕事と家庭生活の両立への不安等により、女性職員の6割以上が昇任に消極的な意向を示している中で、今後更なる女性職員の登用の拡大を図るには、将来に対する不安を軽減し、前向きなキャリアプランを持てるよう取組を推進していくことが必要である。本年度は、2年間の試行期間を経たメンター制度の本格実施のほか、従来の副市長や先輩職員との意見交換会に加え、局長級職員と若手女性職員との働き方等に関する意見交換会といった新たな取組の効果が期待されるところである。

また、次世代育成支援の取組として、本年度から、男性職員の育児休業の取得率向上に向けた取組を行っている。具体的には、全庁的にスクリーンセーバーを活用した啓発メッセージを表示するとともに、育児休業期間が1年未満であってもフルタイムの代替要員を任用できる制度の検討が進められている。

今後も引き続き、職員が抱えている将来に対する不安の分析を続けつつ、仕事と家庭生活の両立支援に向けた取組を行い、全ての職員が安心して意欲を持って働くことのできる職場環境の整備を進めていくことが望まれる。

### エ 昇任制度の在り方

係長昇任選考にあつては、近年、受験率の低下が続いており、今後、昇任者の計画的確保や、効率的な業務の執行体制の維持への影響が懸念されるところである。このような現状を踏まえ、本委員会は、昨年度から係長昇任選考について見直しを進めてきた。

本年度からはさらに問題数や選考科目を見直すことで、受験に係る負担軽減を図るとともに、職務遂行能力をより重視した選考とすることとした。また、先輩係長のメッセージなどを掲載したリーフレット「係長にチャレンジ！」を全庁に配布し、職員に対して係長昇任選考への前向きなチャレンジを促したところである。

今後とも、昇任制度の公平かつ公正な運用に努めるとともに、任命権者と連携しながら適切な係長昇任選考の在り方について検討を続けていく。

### (3) 会計年度任用職員制度

会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月から導入されることとなり、本市においても、本年6月に会計年度任用職員の給与等に関する条例が制定された。本委員会の規則により詳細な勤務条件等について、早期に定める予定であり、任命権者においては、実際の任用が円滑に開始されるよう、制度の実施に向けた必要な準備を進められたい。

### (4) 市民からの信頼確保

職員の不祥事や業務執行上のミスは依然として発生しており、盗撮や飲酒による非違行為、上司への虚偽報告といった公務員としての職の信用を傷つける事態を招いている。

任命権者においては、これまでも不祥事防止の取組を行っているところであるが、引き続き、全庁を挙げて様々な機会を通じて職員の自覚を促し、厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立に取り組まれたい。

また、地方自治法の改正により、令和2年度から政令指定都市等における内部統制の制度導入が義務化されたが、既に本市では、財務や情報管理に関する事務について、リスクの洗い出しや、その対策の徹底などの全市横断的なリスク管理に向けた試行的な取組が行われている。こうした取組を充実させることで市民からの信頼を確保し、法令等を遵守した適正かつ効率的な業務を遂行されたい。

職員一人ひとりに対しては、不祥事や業務執行上のミスの発生により、市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを改めて認識し、高い規範意識と強い責任感を持って、職務に精励することを期待する。

## 8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、勧告を実施されるよう要請する。

## 勧 告

本委員会は、職員の給与について、以上に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

### 1 給料表

給料表については、別記のとおり改定すること。

### 2 諸手当

期末・勤勉手当については、報告で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

### 3 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、2については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

(別記省略)

(参考) 職員の給与と民間給与との較差の推移

年	給 与 較 差		年	給 与 較 差	
	円	%		円	%
H18	△3,294	△0.78	H25	△98	△0.02
H19	377	0.09	H26	1,192	0.29
H20	44	0.01	H27	1,310	0.32
H21	△784	△0.19	H28	516	0.13
H22	△706	△0.17	H29	387	0.10
H23	△813	△0.20	H30	△57	△0.01
H24	△96	△0.02	H31	377	0.09





参 考 市職員の初任給及び諸手当制度の推移

区 分		年 度	平成22年度	23年度	24年度	25年度
初任給	行政職給料表(1) 大 学 卒		179,600円	179,600円	179,600円	179,600円
	短 大 卒		156,400円	156,400円	156,400円	156,400円
	高 校 卒		144,500円	144,500円	144,500円	144,500円
初任給調整手当	支 給 期 間 初年度の額を据置く期間		35年 15年			
	支 給 限 度 額 医療職給料表(1)適用職員 大学教育職給料表適用職員 (医師・歯科医師に支給)		208,900円 100,100円	据 置	据 置	据 置
扶養手当	配 偶 者		15,300円			
	22歳未満の子		6,800円			
	配偶者・子以外の扶養親族		6,800円	据 置	据 置	据 置
	配偶者のいない職員の子1人		11,800円			
	配偶者・子のいない職員の扶養親族1人 ※特定期間の扶養親族の子への加算		11,800円 5,000円			
地域手当	全 職 員 〔医療職給料表(1)適用職員を除く。〕		100分の12	据 置	据 置	据 置
	医療職給料表(1)適用職員		100分の15	据 置	据 置	据 置
住居手当	借家・借間居住者 31歳未満の職員への加算		10,600円 加算なし	据 置	据 置	据 置
	31歳以上40歳未満の職員への加算 持家居住者(平成28年度以降不支給) (公舎居住者等は不支給)		加算なし 7,400円			
通勤手当	交通機関等利用者 支給限度額		1箇所当たり 55,000円	据 置	据 置	据 置
	自動車等利用者					
	5km未満		2,200円			
	5km以上 10km未満		4,100円			
	10km以上 15km未満		6,500円			
	15km以上 20km未満		8,900円			
	20km以上 25km未満		11,300円			
	25km以上 30km未満		13,700円			
	30km以上 35km未満		16,100円			
	35km以上 40km未満		18,500円			
	40km以上 45km未満		20,900円			
	45km以上 50km未満		21,800円			
	50km以上 55km未満		22,700円			
55km以上 60km未満		23,600円				
60km以上		24,500円				
宿日直手当	通常の宿日直勤務1回 5時間以下		4,200円 2,100円	据 置	据 置	据 置
	特殊勤務の宿日直勤務1回 5時間以下		6,000円 3,000円			
期末手当	6月の支給割合		100分の125	100分の122.5	据 置	据 置
	12月の支給割合		100分の135	100分の137.5		
勤勉手当	6月の支給割合		100分の68.5	100分の66.0	据 置	据 置
	12月の支給割合		100分の63.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の66.0 (勤務成績が良好の場合)		

※特定期間の子=15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
179,600円 156,400円 144,500円	181,600円 158,400円 146,500円	176,200円 153,800円 142,300円	176,900円 154,500円 143,000円	176,900円 154,500円 143,000円	178,900円 156,500円 145,300円
据置	据置	据置	据置	据置	据置
据置	据置	据置	据置	12,600円 7,900円 7,000円 11,300円 10,400円 5,000円	9,800円 9,000円 7,000円 10,700円 8,700円 5,000円
据置 据置	据置 据置	100分の16 100分の16	据置 据置	据置 据置	据置 据置
16,500円 加算なし 加算なし 5,000円	16,500円 加算なし 加算なし 2,500円	16,500円 加算なし 加算なし 不支給	据置	14,600円 7,900円 1,900円 不支給	12,300円 11,600円 4,200円 不支給
1箇月当たり 55,000円  2,200円 4,200円 7,100円 10,000円 12,900円 15,800円 18,700円 21,600円 24,400円 26,200円 28,000円 29,800円 31,600円	1箇月当たり 55,000円  2,000円 4,200円 7,100円 10,000円 12,900円 15,800円 18,700円 21,600円 24,400円 26,200円 28,000円 29,800円 31,600円	据置	据置	据置	据置
据置	据置	据置	据置	4,400円 2,200円  6,100円 3,050円	据置
据置	据置	据置	据置	据置	100分の130 100分の130
100分の 66.0 100分の 81.0 (勤務成績が良好の場合)	100分の 73.5 100分の 83.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の 78.5 100分の 88.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の 83.5 100分の 93.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の 88.5 100分の 93.5 (勤務成績が良好の場合)	100分の 91.0 100分の 96.0 (勤務成績が良好の場合)

(2) 条例の制定及び改廃に対する意見の状況

本委員会は、議会から意見を求められた条例に対し、次のとおり意見を述べた。

回答年月日	条 例 名	意 見 の 内 容
R1. 6. 12	川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例	この条例案は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定において準用する地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する事項を定めようとするものであり、異議はありません。
R1. 6. 12	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	この条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備等を行おうとするものであり、異議はありません。
R1. 9. 4	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	この条例案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行おうとするものであり、異議はありません。
R1. 11. 20	川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案のうち、一般職の職員に関する部分は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、職員の給料月額及び期末手当又は勤勉手当の額を改定する等所要の改正を行おうとするものであり、異議はありません。
R2. 2. 19	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員に係る補償基礎額を平均給与額の算定方法により算定した額を基準として実施機関が市長と協議して定める額としようとするものであり、異議はありません。
R2. 2. 19	川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会が行った「職員の給与に関する報告及び勧告」の趣旨に沿い、55歳を超える一般職の職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り昇給を行おうとするものであり、異議はありません。

(3) 給与、勤務時間等についての承認の状況

本委員会の承認の対象となる任命権者からの申請はなかった。



### 3 公平審査等

#### (1) 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間、休暇、福利厚生、執務環境等の勤務条件について、人事委員会に対して、当局により行政上の措置が執られるよう要求することができる。

この要求があった場合、人事委員会は中立的な立場で勤務条件の適正を確保するための判断を下し、必要な措置を講じ、あるいはあつせんなどにより事案の解決にあたるものである。

令和元年度における係属事案等の概要は、次のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

要求・係属件数			処理件数					翌年度への繰越	
前年度からの繰越	新規要求	計	取下げ	裁決					計
				却下	棄却	一部認容	全部認容		
4	0	4	0	1	1	0	0	2	2

#### (2) 不利益処分についての審査請求

職員は、任命権者から分限、懲戒処分等その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して審査請求をすることができる。

この審査請求があった場合、人事委員会はこれを審査し、その結果その処分を承認し、修正し、又は取消し、及び必要がある場合は任命権者にその職員が受けた不利益な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている。

令和元年度における係属事案等の概要は、次のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

申立て・係属件数			処理件数						翌年度への繰越	
前年度からの繰越	新規請求	計	取下げ	終了	裁決					計
					却下	棄却	処分修正	処分取消		
18	2	20	0	1	0	0	0	0	1	19

#### (3) 苦情相談

職員は、人事委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談を行うことができる。

この申出があった場合、人事委員会が指名する事務局の職員（職員相談員）は、申出人に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あつせんその他の必要な措置を行うこととされている。

令和元年度においては、6件の申出があった。

#### (4) 公務災害補償の審査請求

市立学校（市立看護短期大学を除く。）の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、人事委員会に対して審査請求をすることができる。

この審査請求があった場合、人事委員会は、これを審査して裁定を行うものである。

令和元年度における審査請求はなかった。

#### (5) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議

退職手当管理機関は、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときは、人事委員会に意見を聴かなければ

ばならないとされている。

人事委員会は、意見を求められたときは、退職手当の支給制限等の処分について調査審議し、退職手当管理機関に意見を述べることとされている。

令和元年度における調査審議はなかった。

#### (6) 退職管理に係る働きかけ規制違反に関する監視

職員は、営利企業等に再就職した元職員から違法な働きかけを受けた場合には、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

この届出があった場合等には、人事委員会は、任命権者に対し、必要に応じて調査や調査の経過報告を求めることとされている。

令和元年度における職員からの届出はなかった。

#### 4 職員団体

##### (1) 職員団体の登録状況

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

職員団体名	主たる事務所の所在地	登録年月日	単一体 連合体	法 人 非法人	令和元年度に おける変更事項
川崎市職員 労働組合	川崎市川崎区東田町 5-1 (市労連会館内)	S41. 9. 13	単一体	法 人	H31. 4. 1(役員) R1. 9. 7(役員)
川 崎 市 教 職 員 組 合	川崎市中原区下沼部 1709-4 (川崎教職員会館内)	S41. 9. 13	単一体	法 人	H31. 4. 1(役員)
川崎市公立学校 管 理 職 組 合	川崎市中原区下沼部 1709-4 (川崎教職員会館内)	S48. 2. 8	単一体	法 人	H31. 4. 1(役員) R1. 5. 7(役員)
学校事務職員労働 組合神奈川川崎支部	横浜市港北区篠原台町36-28 東白楽マンション602	S56. 12. 24	単一体	非法人	
2 級 の 集 い	川崎市多摩区堰3-17-40-103	H28. 9. 29	単一体	非法人	H31. 4. 1(役員)



(2) 管理職員等の範囲

本市の管理職員等の範囲は、次のとおりである。

(令和2年4月1日現在)

機 関	職
議 会 局	局長 担当理事 部長 担当部長 課長 担当課長 庶務係長
市 長 事 務 部 局	局長 本部長 危機管理監 技監 税務監 医務監 担当理事 区 長 会計管理者 事務局長 学長 副区長 部長 室長 医監 担 当部長 所長 副所長 市場長 支所長 学長補佐 学科長 課長 担当課長 館長 副館長 分室長 園長 秘書課の担当係長 法制 課の人事、労務、組織等に関する条例等の審査を担当する担当係長 庁舎管理課の庁舎の維持管理を担当する担当係長 コンプライア ンス推進室の担当係長 人事課の担当係長 労務課の担当係長 総務 事務センターの担当係長 行政改革マネジメント推進室の組織及び 定数を担当する担当係長 予算第1係長 予算第2係長 資金課の 資金を担当する担当係長 環境局庶務課の労務担当の担当係長 臨 海部国際戦略本部臨海部事業推進部の庶務担当の担当係長 庶務課 の庶務係長 区役所総務課の庶務係長 区民センターの庶務係長 審査第1係長 人事課の人事及びサービス関係事務の主たる担当者 労 務課の職員団体関係事務の主たる担当者 守衛長
教育委員会事務局 (学校以外の教育機関 を含む。)	教育次長 担当理事 部長 室長 担当部長 所長 館長 課長 担当課長 主任指導主事 園長 庶務課の庶務係長 教職員企画課 の担当係長 教職員人事課の担当係長 給与厚生課の給与を担当す る担当係長
教育委員会の所管に属 する学校	校長 副校長 教頭
選挙管理委員会事務局	事務局長 部長 担当部長 課長 担当課長 管理係長
監 査 事 務 局	事務局長 担当部長 課長 担当課長 行政監査課の庶務担当の担 当係長
人事委員会事務局	事務局長 担当部長 課長 担当課長 担当係長

備考1 この表中所長、副所長、館長及び園長とあるのは、課長担当職以上の職にあるものをい  
い、担当係長とあるのは、当該業務を担当する課長補佐を含み、人事委員会が別に定める  
担当係長を除くものをいう。

2 この表中主たる担当者とあるのは、人事委員会が別に定める主たる担当者を除くもの  
をいう。

## 5 労働基準監督

### (1) 職権行使状況

労働基準監督機関として令和元年度中に職権を行使した事項は次のとおりである。

ア 解雇予告除外認定	4件	ク 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告の受理	61件
イ 36協定届の受理	205件	ケ 機械等設置届の受理	1件
ウ 適用事業報告の受理	1件	コ 労働者死傷病報告の受理	18件
エ 総括安全衛生管理者選任報告の受理	1件	サ ボイラー性能検査結果報告の受理	2件
オ 衛生管理者選任報告の受理	26件	シ 第一種圧力容器性能検査報告の受理	13件
カ 産業医選任報告の受理	13件	ス ゴンドラ性能検査報告の受理	4件
キ 健康診断結果報告の受理	64件		

### (2) 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分の状況

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の区分を明らかにするため、神奈川労働局と協議のうえ号別決定を行っているが、その状況は、次のとおりである。

#### 労働基準法別表第1の事業所区分

(令和2年4月1日現在)

所管	労基法別表第1号別区分	名 称
川崎	第12号	岡本太郎美術館、環境総合研究所、食品衛生検査所、健康安全研究所、看護短期大学、教育文化会館(3)、市民館(10)、図書館(8)、総合教育センター、日本民家園、青少年科学館、小学校(114)、中学校(52)、高等学校(5)、特別支援学校(4)
市人委員会	非該当官公署	市長事務部局本庁、公文書館、市税事務所(4)、こども家庭センター(保護係を除く。)、児童相談所(保護係を除く。)(2)、計量検査所、中小企業溝口事務所、都市農業振興センター、卸売市場、わーくす、障害者更生相談所、障害者センター(2)、区画整理事務所、多摩川管理事務所、霊園事務所、生田緑地整備事務所、川崎港管理センター(整備課及び設備課を除く。)、区役所(地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課及び衛生課を除く。)(7)、支所(2)及び出張所(4)、消防局、消防局航空隊、消防署(8)及び出張所(28)、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局

所管	労基法別表第1号別区分	名称
労働局 (労働基準監督署)	第1号	学校給食センター(3)、教育委員会(学校給食関係)
	第3号	都市基盤整備事務所(2)、川崎港管理センター(整備課及び設備課に限る。)、道路公園センター(7)
	第6号	農業技術支援センター
	第7号	夢見ヶ崎動物公園
	第13号	保育・子育て総合支援センター、こども家庭センター保護係、中部児童相談所保護係、動物愛護センター、精神保健福祉センター、こころの相談所、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)(地域支援課及び衛生課に限る。)(7)、保育園(25)、乳児保育園
	第14号	経済労働局公営事業部
	第15号	生活環境事業所(4)、クリーンセンター(2)、処理センター(3)、浮島埋立事業所

(注) 1 事業所名欄の( )内の数は、事業所数である。

2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。

3 上下水道局、交通局及び病院局の事業所は労働局(労働基準監督署)の管轄である。

## 6 人事委員会規則等の制定及び改廃の状況

規則番号	公布年月日 (実施年月日)	規 則 名	制定・改廃の内容
平成 31 年 人委規則第 5 号	H31. 4. 18 (H31. 4. 18) 〔施 行〕	川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	元号を改める政令の制定に伴い、様式を改正した。
平成 31 年 人委規則第 6 号	H31. 4. 18 (H31. 4. 18) 〔施 行〕	川崎市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	元号を改める政令の制定に伴い、様式を改正した。
令和元年 人委規則第 1 号	R 1. 9. 13 (R 1. 9. 17) 〔施 行〕	川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の設置に伴い、所要の整備を行った。
令和元年 人委規則第 2 号	R 1. 9. 25 (R 2. 4. 1) 〔施 行〕	川崎市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項を定めること等を行った。
令和元年 人委規則第 3 号	R 1. 9. 25 (R 2. 4. 1) 〔施 行〕	川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の任用に関し必要な事項を定めた。
令和元年 人委規則第 4 号	R 1. 9. 25 (R 1. 10. 1) 〔施 行〕	川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	神奈川県最低賃金の一部改正に伴い、年齢別最低保障額表の額の改定を行った。
令和元年 人委規則第 5 号	R 1. 9. 25 (R 1. 9. 25) 〔施 行〕	川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則	組織改正による職の設置等に伴い、所要の整備を行った。
令和元年 人委規則第 6 号	R 1. 11. 29 (R 1. 11. 29) 〔施 行〕	川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、年齢別最低保障額表の額の改定及び昇格時号給対応表の見直しを行った。

令和元年 人委規則第7号	R 1. 12. 26 〔R 2. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市会計年度任用職員 の給料の支給等に関する 規則	川崎市会計年度任用職員 の給与等に関する条例の 制定に伴い、会計年度 任用職員 の給料の支給等に関し 必要な事項を定めた。
令和元年 人委規則第8号	R 1. 12. 26 〔R 2. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市会計年度任用職員 の勤務時間、休暇等に 関する規則	地方公務員法及び地方 自治法の一部を改正 する法律の施行に伴い、 会計年度任用職員 の勤務時間、休暇等 に関し必要な事項を 定めた。
令和2年 人委規則第1号	R 2. 3. 19 〔R 2. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の給料等の 支給に関する規則の一 部を改正する規則	川崎市職員の給与に 関する条例第8条の 規定により減額すべ き給与額の基礎に寒 冷地手当を加えた。
令和2年 人委規則第2号	R 2. 3. 25 〔R 2. 4. 1〕 〔R 3. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の初任給、 昇格、昇給等に関す る規則の一部を改正 する規則	学校教育法の一部を 改正する法律の制定 に伴い、学歴免許等 資格区分表について 所要の整備を行うこ と及び川崎市職員 の給与に関する条例 の一部改正に伴い、 昇給号給数表の見直 しを行った。
令和2年 人委規則第3号	R 2. 3. 31 〔R 2. 4. 1〕 〔施 行〕	管理職員等の範囲を 定める規則の一部を 改正する規則	組織改正に伴う職の 設置等に伴い、所要 の整備を行った。
令和2年 人委規則第4号	R 2. 3. 31 〔R 2. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市行政手続等に おける情報通信の技 術の利用に関する条 例施行規則の一部を 改正する規則	川崎市行政手続等に おける情報通信の技 術の利用に関する条 例の一部改正に伴い、 申請等に係る電子情 報処理組織について 定めること、情報通 信技術による手数料 の納付について定め ること等を行った。
令和2年 人委規則第5号	R 2. 3. 31 〔R 2. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市公益的法人等 への職員の派遣等に 関する規則の一部を 改正する規則	地方公共団体情報シ ステム機構が職員の 派遣先団体でなくな ることに伴い所要の 整備を行った。
令和2年 人委規則第6号	R 2. 3. 31 〔R 2. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市職員の管理職 手当に関する規則の 一部を改正する規則	組織改正に伴う職の 設置等に伴い、所要 の整備を行った。
令和2年 人委訓令第1号	R 2. 3. 31 〔R 2. 4. 1〕 〔施 行〕	川崎市人事委員会 委員長及び事務局 長等専決規程の一部 を改正する訓令	会計年度任用職員 制度の施行等に伴い、 所要の整備を行った。

7 各種会議開催状況

全国人事委員会連合会

会議名	年月日	開催地
第127回 総会	R1. 6. 24	東京都
第62回公平審査 事務研修会	R1. 7. 11 12	岡山市

県市人事委員会連絡協議会

会議名	年月日	開催担当
給与研究会	H31. 4. 11	相模原市

大都市人事委員会連絡協議会

会議名	年月日	開催地
委員長会議	H31. 4. 18	新潟市
事務局長会議	R1. 8. 19	堺市
給与研修会	R1. 10. 24	熊本市
課長会議 (給与関係)	R1. 11. 7	浜松市
課長会議 (任用関係)	R2. 1. 23	東京都
公平審査研修会	R2. 1. 31	大阪市
任用研修会	R2. 2. 7	北九州市

---

---

人事委員会年報（令和元（2019）年度）

令和2年12月発行

編集・発行 川崎市人事委員会事務局

---

---